

国際人権活動

2019年2月15日（金）第136号

国連経社理特別協議資格NGO

国際人権活動日本委員会

〒170-0005東京都豊島区南大塚

2-33-10 東京労働会館 1F

tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431

e-mail:hmrigh@yaho.co.jp

国際メディアが驚いた！

日本の刑事司法

議長 鈴木 亜英

今年もよろしくお祈りします。
人権条約の批准及び履行が思うようには進まないなか、自由権規約や拷問禁止条約の政府報告の提出と審査の日程が押しています。

自由権規約は一昨年11月、委員会からリストオブイシューが出されていますが、政府の回答は未了です。従って審査日も未定です。拷問禁止条約についても、政府報告の提出期限は一昨年5月でしたが、すでに2年近くの遅れが出ているのです。

提出期限の遅れだけならともかく、その内容にほとんど前進がありません。つまり内容の遅れはもっと深刻です。

私はかれこれ30年近く自由権規約の審査にNGOの一員として関わってきましたが、審査に立ち会って胸のすく思いをしたことが未だありません。閉塞感が募るだけでした。これは私だけの実感でしょうか。世界では当たり前なのが、日本では当たり前ではなくなってしまうからではないでしょうか。

日本政府は人権関連の会議では、必ずと云って良いほど「人権の普遍性」を強調します。日本がこの不変の条理を真っ先に実践しているように胸をそらすのですが、実はそうではない実態がそこにあります。

昨年の暮れに日産カルロス・ゴーン会長逮捕のニュースが飛び込んできました。ここでは、彼が有罪か無罪かは問いません。

フランスをはじめ国際メディアは日本の刑事司法の異常さを取り上げ、一斉に批判を開始したことを問題にしたいのです。

弁護士の立会いのない取調べ、短すぎる弁護士との面会時間、長すぎる拘留期間など、日本に

いては感じない疑問がストレートにぶつけられたかたちです。日本のマスコミもあわててこれを報道しました。残念ながら内容にニュース性はありません。何十年も続いた悪弊だからです。

ニュース性があるとすれば、フランスをはじめ国際メディアが日本の刑事司法の実態に驚いたことです。そして、この指摘に日本メディアが驚いたことでしょうか。

すでに締約国日本は、自由権規約委員会から報告審査などを通じて、厳しく改善勧告を受けてきたばかりです。これを契機に改めて、日本のこうした刑事司法の異常さを国民が知る機会になれば「禍を転じて福となす」と言えるでしょう。



鈴木 亜英 議長

今年も日本の人権状況が国際的に審査される場面があるでしょう。人権の国際水準は何かを正面から受け止め、日本の人権状況を見つめ直す機会にしようではありませんか。

2019年2月

当面の日程

■第2回幹事会

- ・2月18日（月）18時30分～
- ・東京労働会館地下会議室

■第2回代表者会議

- ・3月26日（火）18時30分～
- ・南大塚ホール 第2会議室

後退を打ち破り、国際人権の必要性を浸透させよう！

事務局長 松田 順一

2018年11月18日（日）13時から、としま南池袋ミーティングルームで第22回総会を開催しました。

初めての会場で、開催日も半月ほど早めたため、多くの会員が参加できなかったことは残念でした。

総会は生江尚司さん（日本国民救援会）の司会で、菅野亨一さん（治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟）を議長に選出し、議案に則して活発な意見が出されました。

鈴木議長の冒頭あいさつ

「日本が国際人権規約を批准して来年で40年を迎えるが、規約委員会からの勧告に対して日本政府はいっこうに正そうとしません。特に安倍政権になってから著しい後退の印象だけが残ります。

この停滞を打ち破るには、個人通報制度の実現と国内人権機関の創設を私たちのものにし、国民のなかに国際人権の必要性をもっと浸透させること」と述べ、「そのひとつの方法として、昨年（2018年）「国際人権入門講座」をスタートさせました。この講座を継続的に取り組むことによって「人権の遅れを挽回したい」と強調しました。続いて松田事務局長から「2018年度の活動」の報告と「2019年度の課題」が提案されました。

2018年度の活動の報告—松田事務局長

幹事会、代表者会議は月1回交互に開催し、辺野古新基地反対など安倍政権の悪政に反対する諸行動にも会員の多くが積極的に参加しました。新企画「国際人権入門講座」がスタートしました。

◆昨年度の人権デーの取り組みでは、外務省・法務省・文科省への要請行動（参加者は13名～17名）を行いました。各省庁からは消極的な回答が多かったなかで、文科省では若干の進展面（検定合格前の教科書の自由な事前配布）がありました。

◆懸案だった「国際人権入門講座2018」がスタートしました。第1回「国際的な人権保障の仕組み、どうなっているの？」は前田朗氏を講師に6月15日（金）に、第2回講座「自由権・社会権ってなあに？」は新倉修氏を講師に9月28日（金）、第3回講座は12月10日（月）に小池振一郎氏を講師に「人権条約の使い方、生かし方、どうすれば？」のテーマで開催しました。宣伝不足のスタートでしたが、回を重ねるごとに参加者が増えていることに自信をもってがんばりましょう。引き続き青山学院大学の会議室をお借ります。

◆自由権規約・社会権規約委員会による日本政府報告書の審査日が未定です。委員会から出されているリスト オブ イシューに対する日本政府の報告書が遅れているためです。

◆個人通報制度について多くの人に

関心を持っていただき、早期の実現をめざし、わかりやすいパンフレットの作成を準備中です。

◆争議・裁判闘争・人権問題等の取り組みへの支援として、レッド・ページ反対運動、日の丸・君が代の強制に対する裁判、JAL整理解雇問題、首都圏移住労働者ユニオンが取り組んでいる「クルドを支援する会」などへの支援状況などの報告。

◆財政の健全化への取り組みが不十分で、十分な改善ができなかったこと。

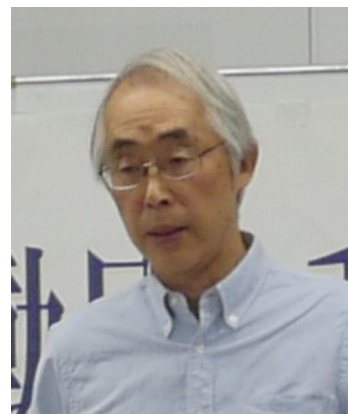
2019年度の課題の提案—松田事務局長

◆今年（2018年12月7日）の人権デーの3省（外務省、法務省、文部科学省）への要請行動で有効な話し合いができるよう十分な準備を行う。

◆前期に引き続き「国際人権入門講座」を継続し、年3回のペースで開催する。第4回講座のテーマとしては、ILO設立100年を記念し「ILOについて」4月に開催予定。第5回以降のテーマとして「死刑制度」「個人通報制度」「人種差別撤廃委員会・政府報告書審査の解説」などがあげられています。ご意見・ご希望などがあれば提案してください。

◆自由権規約委員会から日本委員会に出されている第7回政府報告書審査のリスト・オブ・イシューに対する日本政府の回答を早急に行うよう政府に強く要請するとともに、NGOとしても最終レポートの提出準備をすすめます。

また、子どもの権利条約や社会権規約委員会の政府報告審査に向けて条約機関から出されている質問・要請に対する回答・定期報告書の提出を政府に強く要請する。また、代用監獄や死刑制度に関しての議論が予想される2020年4月の第14回国連犯



報告・提案をする松田事務局長

罪防止刑事司法会議(कांग्रेस)の開催(京都市で行われる)に向け、NGOとして市民の関心を高める取り組みを行う。

- ◆ 尊厳の回復と救済を求めるレッド・ページ被害者や治安維持法犠牲者の長年にわたる闘いを、国際人権規約の遵守・履行を訴え解決に向けて支援する。
また、東京争議団に結集して不当な解雇や差別

と闘っている各争議団を支援し、外国人移住労働者の権利を守るため、国際人権尊重の立場から積極的に支援活動を行う。

- ◆ 健全財政の確立に向け、国際人権講座の開催やニュース、ホームページなどを充実させながら、役員・会員一体となって新会員の入会に積極的に取り組む。



参加者からの発言と討論

課題の提案のあと、質疑応答と討論が行われ、7名の方から発言がありました。

新井史子さん (東京・教育の自由裁判をすすめる会・特別プロジェクト)

都教委による「日の丸」「君が代」強制とたたかう諸裁判の最近の動向について国際人権プロジェクトとして発言する。昨年(2017年)の国連の審査で、国連の委員会から文科省に「10・23通達について説明を」との問い合わせがあった。

「10・23通達は都教委が出した」ということがわかると、文科省は「都教委が出したものだから自分たちには関係ない」という回答をした。不誠実きわまりない。1回の不起立で再雇用処分(再雇用をされない)される人がいる一方で、セクハラなどの処分を受けても再雇用されている人がたくさんいる。

大橋 豊さん (兵庫県レッド・ページ国賠同盟)

戦後、吉田内閣の閣議決定で職場から排除された。それ以降ずっと、「レッド・ページの名誉回復を！」とたたかっ

てきて、今もたたかっている。ひとりでもいいから裁判のチャンスをふやそうと、6次、7次と裁判を続けてきたが、今も解決できない。みんな高齢になり東京に来るのも大変だ。私も89歳になったが、健康第一に、意地でも生きていこうと思っている。先ほど発言のあった教員のみなさんのたたかいにも勝ちましょう。日本委員会のような組織は貴重な存在だ。

石賀田鶴子さん (JAL争議団)

① JAL争議の現在の状況は、解雇問題の特別協議が7回も開催されているが進展がないこと。JAS、JALとも、再雇用の条件は、受験資格や労災保険の適用がされないなど、悪い条件で募集している。

②パイロットの飲酒問題がおこって、大きな問題になっている。今までは勤務前12時間飲酒禁止だったが、今は24時間禁止。さらに大きな問題は2人乗務の問題。15時間のフライトをたった2人だけで、不測の事態にどう対応するのか。解雇問題はものを言えない職場を作り出している。会社が提示している客乗の条件が非常に悪いのに、それを「受ける」と労働組合は言っている。それが私たちの悩みと苦しみです。

本多ミヨ子さん（首都圏移住労働者ユニオン）

クルドの人たちなど外国人労働者の問題が、いま国会でホットな話題になっている。安倍首相は、在留資格や入管法改定案の問題点についても今の国会に出して、7月の臨時国会で上げると言い出した。



ずさんな内容で、5分野から人手不足の14分野にわたる。日本人がやりたがらない労働条件のよくない分野に安い外国人労働者を入れる。さらに安い労働者をつくることになり、日本人の賃金を切り下げる結果ともなる。

外国人労働者をめぐる状況は非常に悪い。なかでも技能実習生はドレイ状態で、今度つくる特定1号は特にひどい。実習生制度を拡大し、さらに多様な働かせ方を企んでいる。安倍首相は、今の国会で決めてしまうつもりだ。そんななかで外国人労働者の失踪者が増えている。労働条件が悪すぎることが原因。人権侵害がさらに拡大する。

吉田典裕さん（出版労連）

1、国際人権にかかわるとりくみとして、小学校は今年度から、中学校は来年度から「特別の教科」として実施される「道徳」の問題について発言。文科省は教科書に「政府の統一の見解」を書かせている。たとえば今回の韓国最高裁の判決を不当とする一方で、日本の加害責任については「不確実の事実」としてできるだけ書かせない。これは子どもの学習権の侵害で自由権規約違反だ。安倍政権は、国際人権促進の最大の阻害要件。この政権が続く限



り日本の人権状況はよくなる。1日も早く退陣させよう。そのために国際人権活動日本委員会の活動スタイル、財政の改善を！

石川美紀子さん（国連に障がい児の権利を訴える会）

自由権と子どもの権利条約、障がい者の権利条約の三つにレポートを出している。障がいをもつ子どもの性教育は生き方を肯定する非常に大事な問題であるが、国連へのレポートもなかなか出せない。



今回初めて日本委員会からレポートを出すことができた。日程は未定だが、来年1月に審査が行われる。障がい児の人権が他の子どもと同じように1日も早く保障されるようがんばりたい。

生江尚司さん（日本国民救援会）

この間の再審えん罪事件とその動向について報告。袴田巖さんが逮捕された12月12日に、街頭宣伝と院内集会で5件の再審・えん罪事件を多くの人に訴える。大崎事件の原口アヤ子さんは今年92歳になる。事件発生から40年、何度も再審開始が出されたにも拘わらず、そのたびに検察が異議を申し立て、今も再審開始がされていない。このような日本の刑事司法の遅れについて、2020年に京都で行われる国連犯罪防止刑事司法会議（コングレス）では、日本の刑事司法や代用監獄、1925年にできた「べからず公選法」を見直す運動と刑事司法の遅れなど、人権状況を変えるために訴えていきたい。



総会アピール

憲法「改正」反対、戦争法と共謀罪の廃止、
国際人権規約の完全遵守に向けて全力で運動を広げよう！

総会アピールでは、日本国憲法が未曾有の危機にさらされている現状を憂え、強引に押し進められている辺野古新基地建設に見られるような主権者・国民の意思を無視する安倍政権の暴走を止めなければならないと訴えました。

また、北朝鮮をめぐる一触即発の軍事的緊張から対話による問題解決への大きな転換は歴史的意義があり、圧力一辺倒の主張を続けた安倍政権の失敗を明らかにするとともに、憲法の平和主義こそ、国際間の問題解決の唯一の方法であることが明白になったと指摘しました。また、これらの成果の背後には「世界人権宣言」を嚆矢とする国連

の人権諸条約の存在があることも協調されました。

国際人権活動日本委員会の活動は、このような国内外の流れに合致するために日本から発信するものであり、これからも、そのことに確信を持ち、憲法「改正」反対、戦争法と共謀罪の廃止、国際人権規約の完全遵守に向けて全力で運動を広げていくことを宣言し、総会を終了しました。



アピールを提案する
浅木ミツ子さん

12月10日は世界人権デー。日本委員会は12月7日（金）に、人権デーの取り組みとして、外務省、法務省、文部科学省への要請行動を行いました。なお、毎年霞が関で行っていた街頭宣伝行動「人権トーク」とチラシの配布は行いませんでした。

外務省要請



外務省出席者—外務省外交政策局人権人道課兼人権条約履行室課長補佐の稲岡宏紀さん、人権人道課主査 宮川光圀さんの2名。

日本委員会からの参加者—鈴木、松田・上野、大谷、望月、坂屋、生江、菅野、花輪、新井、岡村の11名。

鈴木議長—12月8日は、世界人権宣言が採択されて70周年を迎える。来年は日本が社会権規約と自由権規約を批准して40年になる。日本は世界のなかで先進国と呼ばれるようになったが、基本的人権の確立に不可欠ともいべき第1選択議定書（個人通報制度）の批准を未だに拒否している。「検討中」「調査中」を繰り返すのではなく「批准」「実施」し、「人権重視社会」へと転換することを強く求める。繰り返し勧告されている刑事司法の問題（代用監獄、死刑制度の廃止など）の人権尊重に基づく解決のためにも、国民・市民の議論の場を広く設けることを求めるとして、すべての個人通報制度の実現・パリ原則に沿った国内人権機関の創設、代用監獄、死刑制度など刑事司法の問題など12項目の要請文を提出した。

外務省の回答・対応—①個人通報制度は、効果的な注目すべき制度だが実践体制など検討事項が残っている。②国内人権機関の設置、③刑事司法については法務省に伝える、と以前と全く変わらない内容を繰り返すのみだった。

また、自由権規約第7回審査に向けたリスト・オブ・イシューへの回答の提出が遅れていることに関しては各省庁との意見交換・調整中とのこと。

再審請求の問題等については「法務省に聞いてほしい」、教育・教科書、日の丸・君が代問題、表現の自由に関する問題などさまざまな問題が出されたが、対応はあいまいだった。

最後に鈴木議長から、「公共の福祉」という言葉を悪用した人権の侵害が行われている。「なぜ個人通報制度が実現できないのか」と、個人通報制度の実現を強く迫ったが答えはなかった。

法務省要請



法務省出席者—明石ふみ子国際課補佐官

西 貞司 国際政策第二係

日本委員会からの参加者—鈴木、松田、上野、大谷、望月、坂屋、生江、菅野、花輪、新井の10名

日比谷公園に面した法務省の門柱には「人権週間」の立看板が出されていた。

日本委員会の参加メンバーの自己紹介につき、鈴木議長が本日の申し入れの趣旨と内容を説明。つづいて松田事務局長が「国連の人権機関」は日本が批准している条約・規約に基づいて日本の人権状況の審査を行い、勧告を出しているが、日本政府は勧告をきちんと受け止めていない。申し入れ書に対する法務省のお答をお聞きしたい」と発言した。それに対し、法務省国際課補佐官の明石ふみ子さんが次のように回答した。

1、個人通報制度について—日本は未批准だが注目すべき制度であることは承知している。具体的な対応の在り方など引き続き検討が必要。

2、パリ原則にのっとった国内人権機関の設置については引き続き検討中。

3、戦争犯罪について一条約の締結等は法務省の管轄ではない。

4、治安維持法の犠牲者への謝罪と国家賠償—治安維持法が制定された当時は適法につくられたもので刑の執行も適切（法？）だった。拷問が行われたということは承知しているが、悪法ということはどういうことか？

5、自由権規約パラ23、公共の福祉、人権侵害に

ついて—これは法務省の管轄ではない。
6、パラ23の保証について—所管事項ではない。
7、リスト・オブ・イシューについて—全体については法務省がとりまとめて関連する部署が検討し、関連省庁が答えるかたちですすめている。
10、再審請求における証拠開示制度については、要請があった場合に目録開示できる。

文科省要請

文科省出席者—村居 瞳（大臣官房国際課調査係主任）、新見志歩（総合教育政策局教育改革・国際課企画係長）、弓岡美菜（初等中等教育局財務課専門官）、季武雅子（初等中等教育局就学支援PTリーダー補佐）、加藤理（初等中等教育局教育課程課教育課程企画室企画係長）、西尾佐枝子（初等中等教育局健康教育・食育課保健指導係長）、高橋苗々子（初等中等教育局教科書課検定調査第一係長）、石川大輔（高等教育局学生・留学生課法規係長）

日本委員会からの参加者—鈴木議長、松田事務局長、上野、大谷、吉田（以上日本委員会）、鈴木利勝、寺川徹（出版労連）、花輪紅一郎、新井史子（東京・教育の自由裁判をすすめる会）、石川美紀子、渡辺厚子（国連に障がい児の権利を訴える会）、岡村稔（奨学金の会）

文科省からは要請時間は30分（多少の延長はよいとのことだったが）とのきびしい制限つきで行われた。大臣官房国際課課長調査係主任をはじめ8名ものメンバーが横長机3列にずらりと並び、かけ足の自己紹介（役職、肩書が長い）の後、参加団体からあらかじめ提出した質問・意見に答える形で脱兎のごときスピードですめられた。

冒頭、鈴木議長から、国際人権活動日本委員会の紹介と本日の要請行動の意味・目的を説明し、申し上げたいことは要請書に尽きるが、国連の人権機関から長年にわたって勧告が出されている「個人通報制度」と「国内人権機関の創設」を早く実現してほしいと強く要請した。これに関しては文科省の回答はなく、無関心なのかほとんど触れられなかった。

文科省側からは、参加の8人のメンバーが順番にマイクを握って名前と所属の自己紹介を行ない、極めて事務的に質問に答える形で対応し、事前に提出した質問・内容については担当者とおぼしき人が、書いたメモを早口で読むという形で対応（ほとんど聞き取れないケースも）し、メモもほとんど取れなかった。

「日の丸・君が代」問題や教科書問題など、学校教育に直接携わっている参加者が多く、教育の現場のさまざまな問題をリアルに提起しているの



に、文科省側の回答は、「学習指導要領に基づいてやっている」「強制的ではない」とのセリフばかりが耳に残り、こちらの質問に誠実に答えず（答える時間もなかったが）、問題意識もなくペーパーを読むだけの回答に驚いた。

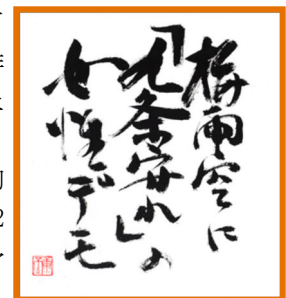
もっと驚くことが起こった。たしかに約束の時間は少々過ぎていたが、文科省が8名、日本委員会が12名、自己紹介だけでも大変時間をとる。しかも質問・意見に対する文科省側の回答・意見は早口で不明確で声の小さい人もいて、こちらの質問に答えているのかどうかさえわからないこともある。誰かが質問しようとした時に、リーダーらしき人が突然立ち上がり、「約束の時間をすぎている。終わり！」と叫んで、部屋から出て行ってしまった。文科省側のメンバーもボーゼン。1人、また一人と立ちあがって全員部屋を出て行ってしまった。会場に残った私たちは啞然として声も出なかった。

「九条俳句不掲載は違法」確定！

さいたま市は作者に謝罪し、
2月の公民館便りに掲載

憲法九条を詠んだ俳句が、さいたま市大宮区の三橋公民館だよりへの掲載を拒否された裁判で「俳句不掲載は違法」の判決が確定し、市側代表の細田真由美教育長は公民館で女性に会って直接謝罪し、「長きにわたりお心の休まらない時を過ごされことに心からおわびし、再び同様の事態を生じないよう努めます」と謝罪したという記事が報道された。

作者の女性は「決定後、速やかに決断していただいてうれしい。公民館は私たちにとっては近くで学べる場所、自由にのびのび学べることを保障してほしい」と述べ、俳句の掲載と再発防止を申し入れたということです。九条俳句は、三橋公民館便り2月号に掲載される予定とのこと。



4月から2年度がスタートします！

「国際人権入門講座」2019

人権を無視する安倍長期政権が続くなかで人権尊重の機運を高めようと昨年スタートした「国際人権入門講座」。残念ながら目標とした参加者数には及びませんでした。充実した講座内容で回を重ねるごとに参加者を増やしました。今年はいっそう力を入れて取り組みたいと思います。

4回目以降の講座のテーマは、設立100年を迎える「(ILO(国際労働機関))」について、4月頃の実施で検討中です。その後は、「死刑制度」「個人情報制度」「人種差別撤廃委員会の政府報告書審査の解説」などがあげられています。

テーマ・講師、その他どんなことでも、ご意見・ご希望があればお知らせください。



2018年9月に開催した第2回講座風景。
講師は新倉 修氏（青山学院大学名誉教授）
テーマは「自由権・社会権てなあに？」

長野県池田町公民館使用 取り消し問題が解決！

教育委員会が本日示した「池田町公民館問題をめぐる合意書に係る課題の検討について（回答）」

2017年8月29日の「池田町公民館使用問題に係る再質問の回答及びお詫び」と同年12月26日の「公民館問題をめぐる今後の対応についての合意書」

（以下「合意書」）を土台とし、現在建設中の地域交流センターの運営をめぐって次の諸点を明らかにしました。

- ① 「再回答」で示した公民館運営の基本方針を確認し、今後文化・交流の拠点となる地域交流センターの「理念」を示している。
- ② 住民に開かれた施設であることを明確にし、交流の場としてセンターを利用する場合は、政治的利用を含め制限なく自由に使えるよう運用する。
- ③ 管理規則などについては住民の意見を踏まえて具体策を検討することを確認。

教育委員会が「協議を通じて問題解決にあたる」という基本線を崩さず、双方の議論を尽くす努力を重ねてきたことと合わせて、上記の諸点が確認できたことを評価するものです。

ただし、社会教育法の解釈をめぐっては、「合意書」で引き続き協議をすらしながら、何ら具体的な行動をとらなかったことは残念です。とはいえ、いたずらに協議を長引かせることは私たちの本意ではなく、あくまで利便性が高く住民に開かれた施設をめざすことを最優先とする立場から、「合意書課題の検討（回答）」を受け入れ、公民

安曇野だより

牛越邦夫（長野県池田町在住）

館問題の終結に合意することになりました。

本日をもって「池田町公民館使用許可取り消し問題」での2年間に及ぶ双方の協議に終止符を打ち事態を収束することになります。

先月11月24日に京都府南丹市で開催予定だった香山リカ氏の講演が、右翼と思われる何人かの妨害予告の電話を受けて、「住民の安全」を理由として別の講演者に差し替えられるという事例が発生しました。主催者である市が毅然と干渉を拒否すべきであったにもかかわらず、暴力的に介入しようとする勢力に屈してしまったことは許されることではありません。香山リカさんが「こうした事例が全国に波及することが心配される」と指摘するように、池田町の事例を重ね合わせれば決して他人事ではありません。

池田町の公民館問題も、南丹市での講演中止事件も、本質は公的施設での「言論・集会の自由」の侵害にありました。

日本国憲法に定める「言論・集会の自由」は、人々が自由で豊かな社会生活を送るために保障されるべき最も基本的な社会的権利で、行政がその権利を守る先頭に立つよう強く要望します。

今回の公民館問題を通して、私たちが学んだことを今後の住民活動の中で生かし、よりよい町づくりにつながるよう努力を重ねます。

活動日誌

- 11月18日(日) 第22回総会
11月22日(木) 奨学金の会第10回役員会
11月25日(日) 首都圏移住労働者ユニオン総会
11月26日(月)・橋本進さん懇話会、
・日弁連主催・前川喜平さん講演会「個人の
尊重に基づく教育はいま？」
12月7日(金) 人権デー要請行動(外務省・法務省・文科省)
12月10日(月) 国際人権入門講座第3回(人権条約の使
い方・生かし方)講師/小池振一郎弁護士
12月12日(水) 日弁連学習会「インターネットとヘイトスピー
チ」
12月12日(水) 国民救援会 冤罪根絶の一日行動「無実の
人を救おう！」
12月14日(木) 学習会「国際社会から見た日本のメディ
ア、ジェンダー、貧困」講師/藤田早苗
12月15日(金) UN人権「人権デー行動」
12月15日(土) 12月集会 渡辺治さん講演「安倍政権を阻止
し、憲法の生きる日本へ」
12月17日(月) 労働会館運営協議会
12月 1日(火) 第1回幹事会
12月21日(金) JAL連帯集会
12月22日(土) 日弁連「自衛隊の現状と九条改正」
12月22日(土) 国立市議会本会議で、民族、性別、障害・

- 「包括的に差別禁止」条約を可決。
1月 7日(月) 東京地評旗開き
1月11日(金) 全国一般旗開き
1月23日(水) 奨学金の会レポート準備会議(松田出席)
1月24日(木) 第1回代表者会議
1月24日(木) 議員と市民が共に学ぶ連続学習会第2回「消
費税とはどういう税金か、その実態」
1月29日(火) 新春セミナー「消費税10%引き上げ「どうな
る日本経済？」
1月30日(水) 戦後補償裁判の現状と課題201「韓国大法院
判決後の韓・中・日の戦後補償の動向を
共に考える
2月2日(土) 働くものの命と健康をまもる全国センター20
周年記念シンポジウム「2020年代を迎える
いのちと健康をめぐる情勢と課題について」
2月8日(金) オール大塚・駅前宣伝行動「憲法9条改悪を許
さない3000万署名」
2月10日(日) 東京争議団「新春の集い」
2月11日(月・休日)「歴史に学び、憲法が活きる日本と世
界を切りひらく 建国記念日反対集会
2月15日(金) 商社九条の会・東京 講演と映像のつどい第
1部・前川喜平さんが語る 教育と平和・憲
法、第2部・記録映画This is a オスプレイ

当面の行動日程

- ★ノーモア・ミナマタ原告団&大気公害調停申請団を
はげます交流と連帯の夕べ
・2月28日(木)18時30分～ ・東京労働会館
・プログラム・映像と証言で知る公害病、橋本のぶよ「ミ
ナマタと青空を歌う」など。
★JAL争議、今年こそ解決の年に！
・2月28日(木)駅前宣伝(錦糸町・品川・高田馬場・赤羽
・立川)は午後18時～、有楽町は18時30分から
主催/JAL不当解雇撤回国民支援共闘
★杉並・中野・渋谷・第31回多喜二祭
・3月3日(日)13時30分開演 会場/座・高円寺
・記念講演/尾西康充(三重大学教授)「小林多喜
二と共闘の時代ートランプ現象を乗り越えて」
★権利としての無償教育を実現し、教育の未来を拓く
市民報告書をつくる会結成総会ー私たちの手で「無償
教育」の扉を開こう！いまこそ憲法26条を生かそう！
・3月4日(月)18時～
・衆議院第2議員会館 第3会議室 鈴木議長も呼びかけ人。
★日弁連・京都弁護士会主催 公開シンポジウム「死
刑、いま命にどうむきあうか～京都コンgres2020
に向けて～」
・3月2日(土)10時10分～17時30分
・場所 龍谷大学響都ホール校友会館
【午前の部】(10時～)映画「三度目の殺人」上映
【午後の部】(13時20分～)講演・パネルディスカッ
ション
・基調報告「京都コンgres2020～日弁連が目指す
もの
・ゲストスピーチー国会議員、カトリックから見た死
刑(英国国会議員)
・対談「隊テロ戦争における命」

- ゲスト・安田純平氏(ジャーナリスト)
聞き手・堀川恵子氏(ジャーナリスト)など
・講演「国家が人を殺すとき、死刑を廃止する理由
講師/ヘルムート・オルトナー氏
・パネルディスカッション「死刑、いま命にどう 向き
合うか」

- ★2019国際女性デー中央大会ー“改憲NO！
いのち・くらし最優先に！”
・3月8日(金)18時20分～
・日本教育会館 一橋ホール 講演ー林 陽子(弁護士・
国際女性差別撤廃委員会前委員長)
・テーマ「女性差別撤廃条約採択から40周年ー女性の
人権 進歩する世界と埋没する日本」
入場無料

- ★ストップ温暖化！原発・石炭から再エネへの転換を！
日時ー3月16日(土)13時30分～
・会場ー専従介護福祉専門学校5階会議室
・講師ー☆公害・地球懇事務局長/橋本良仁氏
☆気候変動・異常気象と温暖化
☆元気象庁 研究室長/増田善信氏
☆排ガス・大気汚染対策と被害者救済制度
弁護士/原 希世巴

- ★福島原発事故 被害者訴訟 判決報告 3・28 院内集会
・3月28日(木)11時30分～13時30分
・参議員議員会館 講堂(予定)
・プログラム
・神奈川・千葉・愛媛の3連続地裁判決報告
・仙台・東京・大阪高裁控訴審の進行と課題
・全国の原発被害者訴訟原告からのアピール
・建設アスベスト裁判報告など

以上